

令和5年9月5日  
教育指導課  
支援教育課

「(仮称) せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」の策定に向けた検討状況について

## 1 主旨

「(仮称) せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」(令和6年度)の策定に向けた検討状況について経過を報告する。

## 2 ガイドライン策定の経緯

「世田谷区第2次教育ビジョン(調整計画)」及び「世田谷区特別支援教育推進計画(調整計画)」に、「インクルーシブ教育に関するガイドラインの策定」を位置付けており、外部有識者や学校関係者を交えた「世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会」を教育委員会事務局に設置し、検討を進めている。

## 3 「世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会」について

### (1) 目的

誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進するためのガイドラインを作成する。

### (2) 委員の構成

大学教授や区内の都立特別支援学校校長、区立小・中学校校長及び教員、区長部局及び教育委員会の所管・関係課の職員で構成する。

### (3) 当事者意見の反映

委員会において当事者である子ども等の意見を受け止める機会を設定し、その意見を協議した上でガイドラインに反映させる。

## 4 ガイドラインと他の計画等との関係

本ガイドラインは、「第2次教育ビジョン(調整計画)」や「世田谷区特別支援教育推進計画(調整計画)」等の成果と課題を踏まえ「世田谷区教育振興基本計画」に基づくインクルーシブ教育推進施策を具現化することを目的として策定する。また、「世田谷区基本計画」及び「(仮称) せたがやインクルーシブ教育プラン」との整合性を図る。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		世田谷区教育振興基本計画【5年】				
		(仮称) せたがやインクルーシブ教育ガイドライン 不登校対応ガイドライン				
		(仮称) 学校等における医療的ケア実施ガイドライン				
		世田谷区基本計画【前期4年】				
		(仮称) せたがやインクルーシブ教育プラン【3年】				

## 5 ガイドラインの基本理念と目標

### (1) 基本理念

インクルーシブな社会が実現される未来を見据え、学校で全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進する。

### (2) 目標

- ・子どもたちや保護者の意向を尊重し、就学・進学先において切れ目のない支援を円滑に行う相談体制を構築する。
- ・子どもたちの多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える学校内外の支援体制の充実を図る。
- ・新たな時代の学びに対応する教職員の資質・専門性を向上させる。

## 6 ガイドラインの構成（予定）

ガイドラインの構成については、以下のとおり検討を進めている。

- ・ガイドライン策定にあたっての考え方
- ・世界や国、東京都の動向
- ・ガイドラインの位置付け
- ・本区のインクルーシブ教育の基本方針
- ・切れ目のない支援を円滑に行う相談体制のあり方
- ・多様性が尊重された学びを支える、校内組織、人的支援などの組織的な支援体制のあり方
- ・自分らしい学びを実現させる支援の具体例

## 7 今後のスケジュール（予定）

- |      |     |                       |
|------|-----|-----------------------|
| 令和5年 | 10月 | 第3回委員会（論点整理）          |
|      | 12月 | 第4回委員会（素案検討①）         |
| 令和6年 | 1月  | 第5回委員会（素案検討②）         |
|      | 2月  | 教育委員会・文教常任委員会（素案）     |
|      | 4月  | 第6回委員会（案検討①）          |
|      | 5月  | 区民意見募集                |
|      | 7月  | 第7回委員会（案検討②）          |
|      | 8月  | 第8回委員会（案検討③）          |
|      | 9月  | 教育委員会・文教常任委員会（案）      |
|      |     | 第9回委員会（データベースの構築検討①）  |
|      | 11月 | ガイドライン策定              |
|      |     | 第10回委員会（データベースの構築検討②） |
|      | 12月 | 学校への周知                |
| 令和7年 | 2月  | データベース完成              |
|      | 4月  | ガイドラインに基づく取組み開始       |